

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 6月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京インテリア家具名古屋本店

名古屋市港区茶屋新田土地区画整理地内 105街区― 1及び 105街区― 2

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物東側平面駐車場	190台	41台
建物屋上駐車場	290台	変更なし
敷地東側平面駐車場	—	72台
計	480台	403台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物東側平面駐車場	午前 9時30分から 午後 8時30分まで	変更なし
建物屋上駐車場	午前 9時30分から 午後 8時30分まで	変更なし
敷地東側平面駐車場	—	午前 9時30分から 午後 8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	1箇所	変更なし
出口	2箇所	変更なし
出入口	1箇所	3箇所
計	4箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 8年 1月16日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 7年 5月15日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 6月 9日から同年10月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年10月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課